

第1回再チャレンジプログラム

令和3年6月30日

令和2年度春夏学期末試験問題 民事訴訟法応用1

問題1

設問(1)

第1 相殺の抗弁に対する規制

1 問題となる条文と要件

- ・142条
- ・当事者同一性
- ・審判対象同一性

2 適用にあたっての問題点

・抗弁であり、新たな係属している訴訟ではないため142条を類推適用すべき

・条文趣旨を書いて、要件書いて、本件で直接適用できないが、趣旨解釈して類推適用できるかを示す

・*ただ、抗弁と反訴が同時に存在している場合であっても、判決が矛盾しない可能性もあるので、抗弁と反訴が同時に存在したことだけを持って、直ちに142条の趣旨が妥当すると言い切れないことに注意！→矛盾判決の防止

3 142条の趣旨

- ・被告の応訴負担
- ・訴訟不経済
- ・矛盾判決の防止

を防止すること

4 相殺の抗弁が有する法効果

・相殺の抗弁は訴訟でなくても、審理の重複が生じるので、例えば本訴で攻撃防御方法として提出できるのに、別訴で提起した場合、自動債権の額について判断されるから、後訴の判決と抵触する恐れがある

・本訴請求に対して逆の請求を訴訟で新たに行う→反訴

反訴において審理されるのは同じ法廷であったら、審理の重複が観念しにくい(同じ法廷で判断されるから)。

・予備的反訴になる理由：判例によると、原告の合理的意思を解釈すると、予備的反訴になる。

→原告の合理的意思とは？

・本訴と反訴が両方提起された場合？最終判決はどうなる？

①相殺抗弁が審理された場合、②相殺の抗弁を提出せずに反訴提起した場合、③相殺抗弁

本訴での判断と反訴の判断とは別なので、
相殺というのはそもそも意思表示なので、そういう意思表示がなかった以上、両方の債権についての判決が出てくる。

第2 P 地方裁判所に反訴している場合

・142条防止しようとする重複審理の場面が生じうる。

第3 別の地裁に提訴している場合

設問(2)

第1 不適法却下の根拠

同じく142条

第2 当事者の同一性

問題ない

第3 審判対象の同一性

1 各訴訟の訴訟物

前訴：200万円以外の範囲の債務が訴訟物

後訴：1000万円が訴訟物

→債務上限額の確定、の問題が生じる

上限に関する主張がないのに、裁判所が上限設定の意義→授業資料に参照

2 既判力の及ぶ客観的範囲

→自認額について既判力が生じる立場

前訴：損害賠償債権の中に200万円を超える部分

→200万円について判断がないから、200万円という自認額について既判力が生じない。

→自認額について既判力が生じる立場

(既判力の抵触が生じない可能性もあるので)

設問(3)

第1 考えられる手段

裁量移送

第2 手段の可否

1 管轄

義務履行地なら書きやすい

債権者の住所：不法行為地

2 必要性

著しい遅滞があると言い切れないが、訴訟による救済の実効性を考慮すれば、後行訴訟の取下げ、P 地裁での反訴提起には手間と費用はもちろん、時間がかかることにかんがみれば、訴訟遅延の回避という要件に照らしても、P 地裁は先行訴訟を Q 地裁に移送すべき理由があると考えることができる。

第3 移送後の手続き

弁論併合は裁判所の裁量で

問題 2

設問(1)

第1 自白の効果

- ・証明不要効
- ・裁判所拘束力→今回これが問題となる
- ・撤回制限効

第2 自白の定義

・相手方の主張を争わない旨の当事者の陳述、または、その結果として生じた当事者間に争いのない状態をいう。

第3 不利益性

- 1 証明責任説
- 2 敗訴可能性説
- 3 本問のあてはめ

設問(2)

第1 説の対立

上記のとおり

第2 本問での帰結

第3 答案の帰結

行政法応用 2

1. 処分性要件を忘れずに！
2. 「一定」：本文で内容がすでに特定されているから、他にあてはめする必要がない。
3. 一定処分がされる蓋然性について、一定性の段落と一緒に書さらっといてもよい
4. 重大な損害の要件の認定は重要
考慮要素に注意！
執行停止、取消訴訟により解消しにくい
金銭賠償で回復できない損害など